

不燃・粗大ごみ等処理施設及び
最終処分場整備に係る候補地検討方針（案）

令和 7 年 5 月 1 9 日

萩・長門清掃一部事務組合

— 目 次 —

第1章 基本事項	1
1 はじめに	1
2 候補地検討方針	1
3 候補地検討委員会	2
(1) 設置目的	2
(2) 所掌事務	2
(3) 委員構成	2
(4) 開催スケジュール	2
4 萩・長門清掃一部事務組合圏域の概要	3
(1) 位置・面積・人口	3
(2) 地形・河川	3
(3) 道路交通網	3
(4) 気候	5
(5) 組合圏域のごみ処理施設	6
第2章 施設整備の概要	8
第3章 候補地検討フロー	9
第4章 候補地検討手法	10
1 候補地の抽出エリア	10
(1) 施設の立地に適さない地域	10
(2) 候補地抽出エリア	12
2 候補地の抽出	15
(1) 候補地の抽出条件	15
(2) 抽出条件の考え方	17
3 候補地検討方法	20
(1) 一次調査（個別調査）	20
(2) 除外候補地の検討	21
(3) 二次調査（詳細調査）	21
(4) 有効な候補地	21

第1章 基本事項

1 はじめに

萩・長門清掃一部事務組合（以下「本組合」という。）は、平成22年に萩市と長門市が「可燃ごみの焼却施設の整備及びその管理運営に関する事務」を共同で行うことを目的に設立し、平成27年4月に可燃ごみ処理施設（はなもゆ）の供用を開始している。

また、萩市、長門市においては、現在、各市で管理・運営している不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場について、施設の老朽化や埋立終了となる時期が迫っている状況である。こうした状況を踏まえ、各市のごみ処理に必要な新たな処理施設の整備・運営についても、令和6年1月から、共同処理事務として本組合が担うこととなった。

2 候補地検討方針

今後整備する不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場については、萩市、長門市のごみ処理状況を鑑み、整備する施設の特徴や想定する規模等を示したごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定する。そのため、新たに整備する不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場の設置場所については、基本構想との整合性を図るとともに、候補地検討に関する基本方針を以下のとおりとする。

〔基本方針〕

- （1）「敷地条件を満たすこと」、「安全・安心な運用ができること」、「住民理解が得られること」を基本的な考え方として、候補地の検討・評価を行うものとする。
- （2）候補地選定過程の透明性及び客観性を確保するため学識経験者、市民等で構成する「不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場整備候補地検討委員会」（以下「候補地検討委員会」という。）を設置して検討・評価作業に関する意見・助言を求めるものとする。

3 候補地検討委員会

(1) 設置目的

一般廃棄物処理施設の建設用地の選定においては、施設の配置や廃棄物の処理に係る環境への影響、土地の法律上・開発上の規制、地域の状況等について、専門的な知見からの検討、評価や、候補地選定過程の透明性、客観性の確保が重要である。そのため、学識経験者、市民等で構成する候補地検討委員会を設置する。

(2) 所掌事務

候補地検討委員会は、次に掲げる事項を所掌とする。

- ・ 候補地の選定に係る評価基準に関すること。
- ・ 候補地の検討に関すること。

(3) 委員構成

- ・ 学識経験を有する者（3名程度）
- ・ 萩市、長門市から推薦された、生活環境分野に識見を有する市民（各市2名 計4名）
- ・ 関係行政機関の職員（萩市、長門市の担当部長 計2名）
- ・ その他管理者が必要と認めるもの（臨時委員/必要に応じて）

(4) 開催スケジュール

候補地の検討・評価は、施設構想の検討と連携して行うものとし、候補地検討委員会の開催は、適宜行うものとする。

会議	開催日	会議の内容
第1回	R7. 5.19	候補地検討方針の説明
第2回以降	R7. 6以降	先進施設の視察 施設配置モデルの報告 候補地の抽出結果 候補地の調査結果 候補地評価基準の決定 候補地の評価

4 萩・長門清掃一部事務組合圏域の概要

(1) 位置・面積・人口

萩・長門清掃一部事務組合圏域（以下「組合圏域」という。）は、山口県の北西部に位置しており、その範囲は南北に 50 k m 程度、東西に 70 k m 程度である。

組合圏域の面積は 1,055.62 k m²、人口は 71,047 人であり、萩市と長門市の構成比率は図表 1-1 に示すとおりである。

◆図表 1-1 組合圏域の人口と面積

	萩市	長門市	合計
人口（人）	41,078	29,969	71,047
構成比	57.8%	42.2%	100.0%
面積（km ² ）	698.31	357.31	1,055.62
構成比	66.2%	33.8%	100.0%

資料

人口：萩市・長門市住民基本台帳人口（R7.3.31）

面積：「令和7年全国都府県市区町村別面積調1月1日時点」国土交通省国土地理院

(2) 地形・河川

組合圏域は、北長門海岸国定公園に指定されている日本海に面しており、海岸は浸食された岩と白い砂浜が出入りしている。

南側は、中国山地から日本海に向かう傾斜地で、行政界付近に標高 500～700m を超える山々が連なっている。低地は少なく、河口付近に見られ、大半を山地が占めている。

主な河川は、萩市の阿武川、大井川、田万川、長門市の深川川、掛淵川等があり、治水や農業用（特定灌漑用水）等を目的としたダムが設置されている。

◆図表 1-2 組合圏域のダム設置目的

	治水	正常流量の確保	発電	水道用水	特定灌漑用水
阿惣ダム				●	●
大坊ダム	●	●			
有宗ダム					●
狩音ダム					●
畑ダム					●
大河内川ダム	●	●		●	
湯免ダム	●	●		●	
阿武川ダム	●	●	●		
佐々並川ダム			●		
山の口ダム				●	●

（資料：「山口県のダム一覧表」山口県河川課）

(3) 道路交通網

組合圏域の道路交通網は、圏域を縦断する国道 191 号が沿岸に通り、山間地域へ国道 315 号、262 号、490 号、316 号、491 号が、さらに、これらを補完する県道が通じている。

組合圏域の特長として、広域交通網の山陰道があげられ、一部、萩・三隅道路や俵山・豊田道路が供用開始し、その他の区間も事業が進められている。

◆図表 1-3 山陰道の計画と事業進捗



（資料：国土交通省中国整備局）

山口県管内河川図

山口県河川課

資料：「山口県管内河川図」山口県河川課

道路関係

- 国道
- 県道
- 自動車専用道(山陰道)

河川関係

- 河川
- ダム

0 6 10 20km

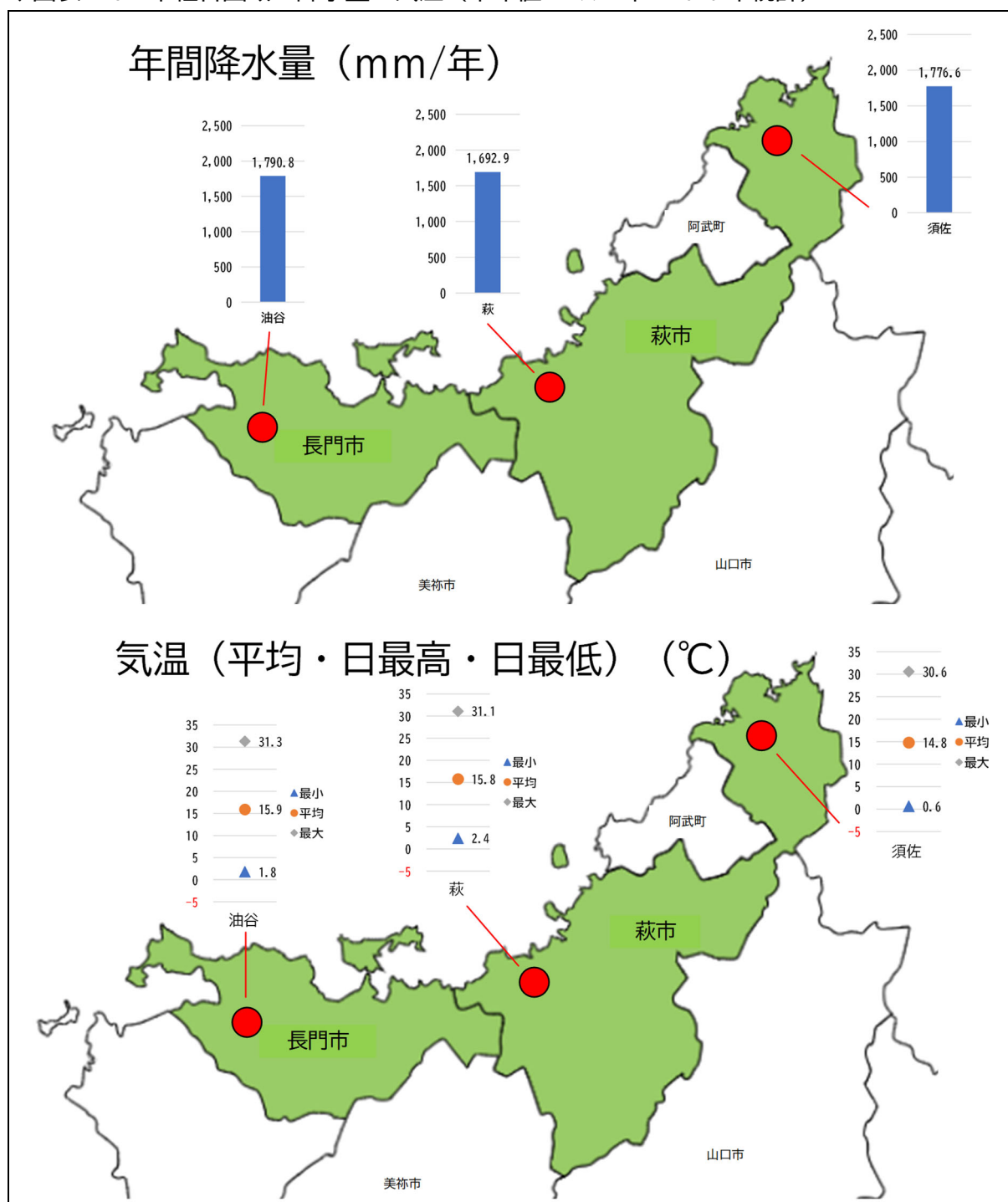
資料：「地理院地図（電子国土WEB）」

(4) 気候

組合圏域の気候は、沿岸部において対馬海流の影響を受けて比較的温暖であるが、南側の山間部は、盆地特有の気候で、一日の温度差、年間を通じた温度差が大きく、冬季には積雪が見られる地区もある。

一年を通じてみると、降水量は年間 1,700～1,800mm 程度、気温は平均 15～16℃（最低 1～2℃程度）である。

◆図表 1-5 本組合圏域の降水量と気温（平年値：1991 年～2020 年統計）



(資料：「平年値 (年・月ごとの値)」気象庁HP)

(5) 組合圏域のごみ処理施設

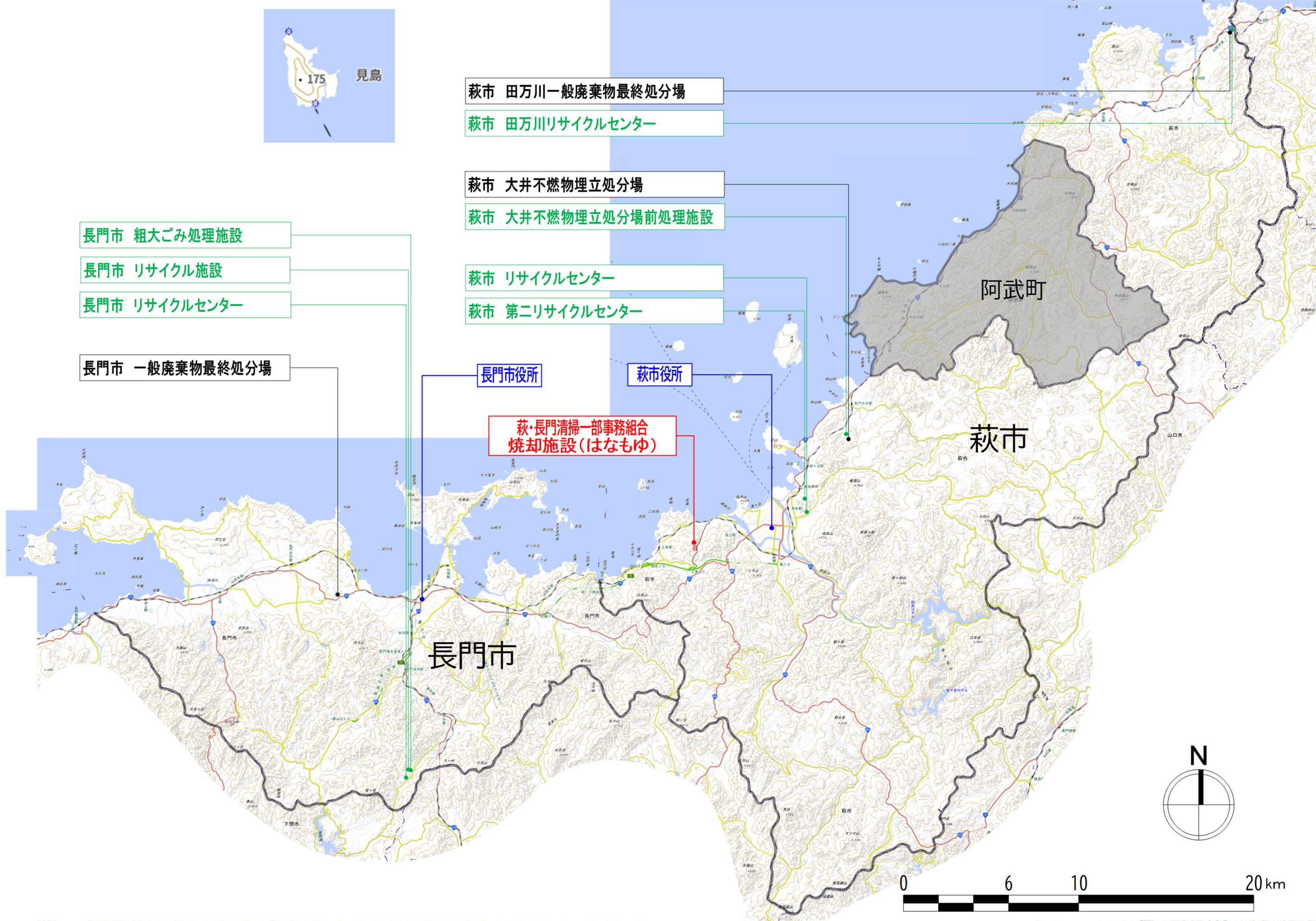
萩市・長門市、並びに本組合が運営する処理・処分施設は、図表 1-6 に示すとおりである。

本組合が整備した可燃ごみ処理施設のほかは、萩市、長門市において、粗大ごみ処理施設各 1 施設、リサイクル関連施設各 2 施設、最終処分場は萩市 2 施設、長門市 1 施設である。各施設の位置は図表 1-7 に示すとおりである。

◆図表 1-6 本組合・萩市・長門市が運営する処理・処分施設（島嶼部施設を除く）

	萩・長門清掃一部事務組合	
可燃ごみ 処理施設	萩・長門清掃工場（はなもゆ） 所在地 萩市大字山田 12406 番地 処理能力 104 t/日（24h） 供用開始 平成 27 年 4 月 処理対象物 可燃ごみ・可燃性粗大ごみ・可燃性処理残渣	
	萩市	長門市
粗大ごみ施設	萩市大井不燃物埋立処分場前処理施設 所在地 萩市大井 11163 番地 1 処理能力 25 t/日（5h） 供用開始 平成元年 4 月 処理対象物 不燃ごみ・粗大ごみ	長門市清掃工場 粗大ごみ処理施設 所在地 長門市浜木 10361 番地 2 処理能力 10 t/日（5h） 供用開始 平成 15 年 4 月 処理対象物 不燃ごみ・粗大ごみ
リサイクル 関連施設	萩市リサイクルセンター 所在地 萩市大字椿東 10463 番地 1 処理能力 4.9 t/日（5h） 供用開始 平成 9 年 5 月 処理対象物 ビン類・缶類 萩市第二リサイクルセンター 所在地 萩市大字椿東 4703 番地 49 処理能力 4.2 t/日（5h）+5.8 t/日（貯留） 供用開始 平成 20 年 2 月 処理対象物 ペットボトル ・容器包装プラスチック ・その他紙製容器包装・古紙類	長門市リサイクルセンター 所在地 長門市浜木 3068 番地 処理能力 4.9 t/日（5h） 供用開始 平成 13 年 4 月 処理対象物 ビン類・缶類・ペットボトル 長門市清掃工場 リサイクル施設 所在地 長門市浜木 10361 番地 2 処理能力 2.9 t/日（5h） 供用開始 平成 29 年 4 月 処理対象物 容器包装プラスチック ・その他紙製容器包装・古紙類
保管施設 （中継施設）	田万川リサイクルセンター 所在地 萩市下田万 10981 番地 3 供用開始 平成 10 年	—
最終処分場	萩市大井不燃物埋立処分場 所在地 萩市大井 11163 番地 1 処分場容量 146,000m ³ 供用開始 平成元年 4 月 埋立対象物 不燃性処理残渣 萩市田万川一般廃棄物最終処分場 所在地 萩市下田万 3794 番地 1 処分場容量 5,100m ³ 供用開始 平成 11 年 埋立対象物 不燃性処理残渣、ガラス陶器類	一般廃棄物最終処分場 所在地 長門市西深川 10603 番地 7 処分場容量 13,000m ³ 供用開始 平成 17 年 4 月 埋立対象物 不燃性処理残渣

◆図表 1-7 本組合・萩市・長門市が運営する処理・処分施設の位置（島嶼部施設を除く）

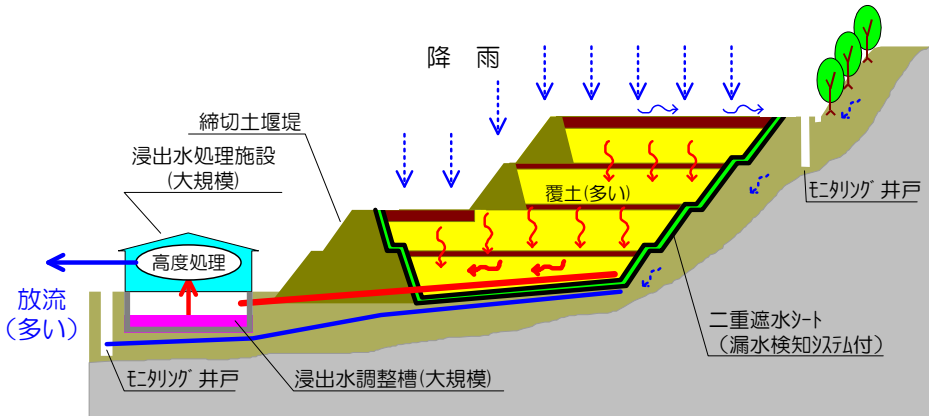
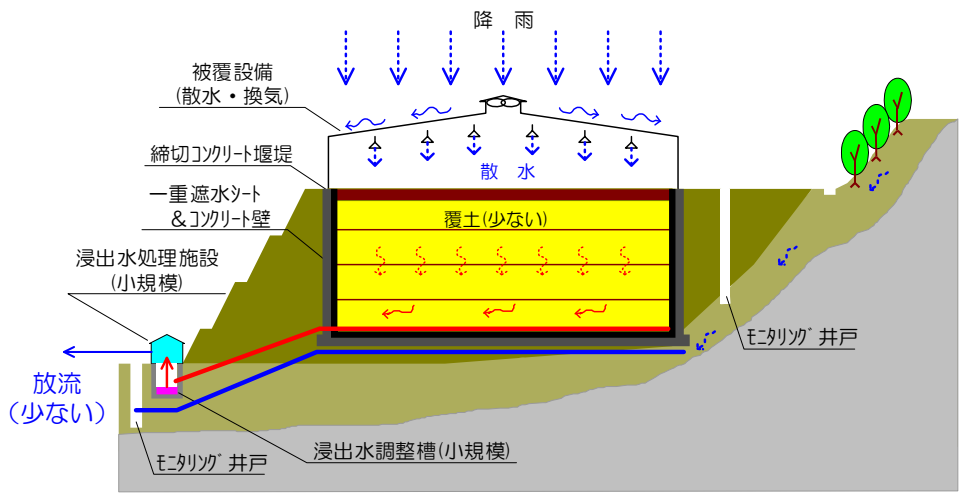


第2章 施設整備の概要

本組合において整備する不燃・粗大ごみ等処理施設、最終処分場は、基本構想においてその方向性を示すものとし、候補地検討と並行して策定作業を行っている。

不燃・粗大ごみ等処理施設は、処理対象物や処理量を基にモデル施設の検討を行い、候補地抽出の条件とする必要面積を示し、最終処分場は、被覆型処分場を念頭にその有効性を示し、同様に、必要処分容量等から候補地抽出の条件とする必要面積を示すものとする。

◆図表 2-1 組合が整備する施設概要（検討概要）

不燃・粗大ごみ等 処理施設	・ 可燃ごみ以外の資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを対象とした施設とする。 ・ 資源ごみは、国が進めるプラスチック資源循環への対応も含めた施設整備について検討する。 ・ ごみ分別に応じた処理ライン、処理能力を検討し、モデル図を作成することで必要面積を設定し、候補地検討に候補地抽出の条件とする。
最終処分場	・ 陶器類など資源化が困難な不燃物やセメント原料化できない焼却残渣等を埋立対象とする。 ・ 施設立地地域の安心・安全が確保できる施設とする。 ・ そのため、周辺環境保全や景観保全に有効な「被覆型処分場」を念頭に、その有効性を検討する。 〔従来型処分場〕  〔被覆型処分場〕 

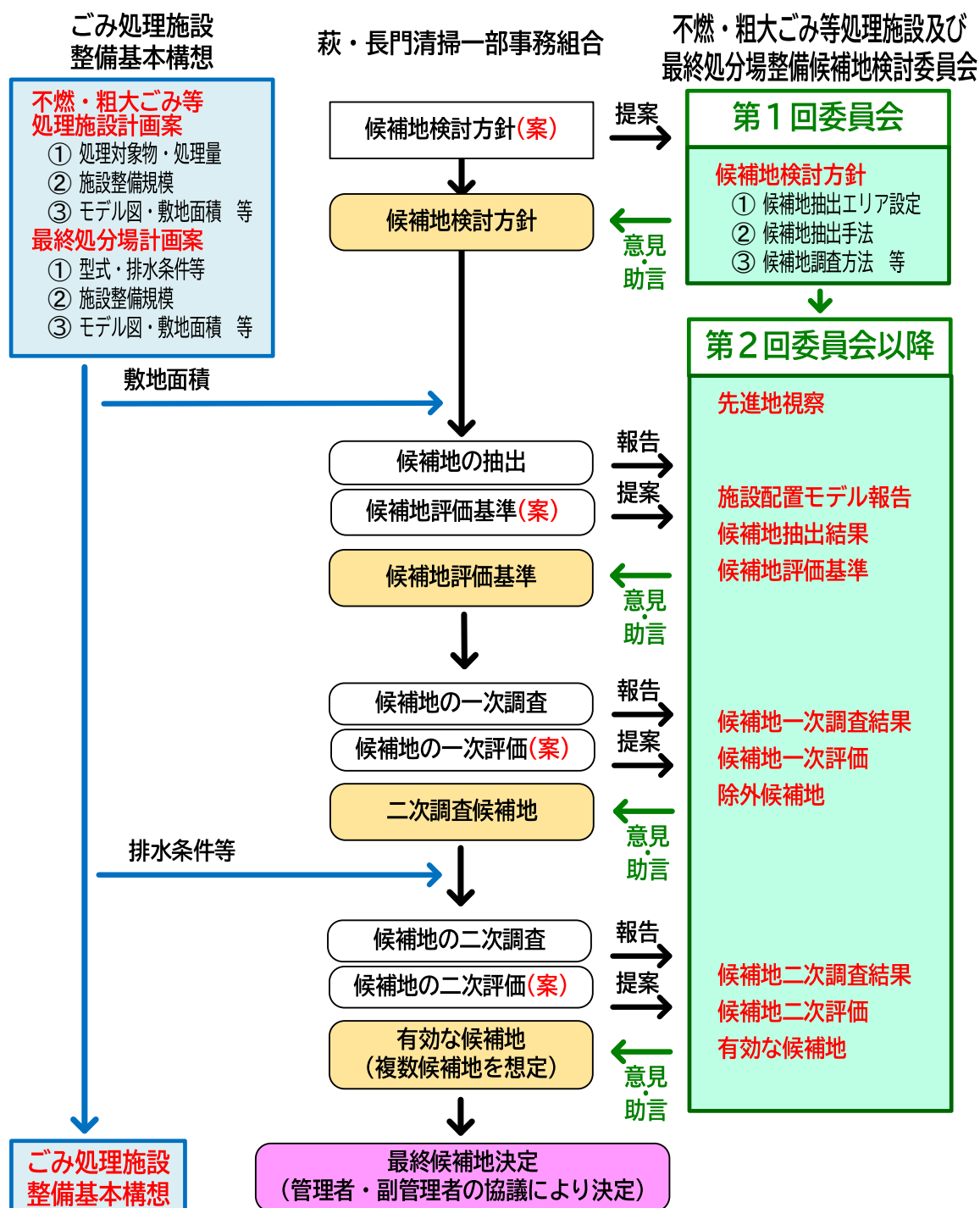
第3章 候補地検討フロー

候補地の検討は、策定作業中である基本構想と連携し、施設整備に必要な敷地面積を有し、地形条件に合致する候補地の抽出を行うものとする。

その後、候補地検討委員会において抽出候補地の評価基準案、一次評価案、二次評価案について、意見・助言を受け、評価項目を総合的に比較検討し、有効な候補地（複数候補地）の絞り込みを行うものとする。

なお、候補地の最終決定については、検討委員会での比較検討内容、住民意見を考慮し、管理者（萩市長）・副管理者（長門市長）の協議により決定する。

◆図表 3-1 候補地検討フロー



第4章 候補地検討手法

1 候補地の抽出エリア

候補地の抽出は前項に示す条件を基に、萩市、長門市の行政区域のうち海面を除く全域から行う。ただし、建築基準法に基づく建築等の制限や、防災面や環境保全面において、施設立地が困難である場合も想定される。

以上を踏まえ、候補地を抽出する区域として適さない地域を設定し、これを除いた候補地抽出エリアを設定するものとする。

(1) 施設の立地に適さない地域

不燃・粗大ごみ等処理施設や最終処分場の施設の立地が適さない地域として、法規制を受けている地域や物理的制約条件のある地域があげられる。それぞれ、以下にその概要を示す。

① 法的規制を受けている地域

都市計画法や森林法など、土地の開発行為を規制する法律のうち、**施設の立地自体ができない地域**（例：都市計画法に基づく住居専用地域にはごみ処理施設は許可されない）や、さらに景観に配慮が必要な区域など、**開発行為自体が厳しく規制されている地域**については、本計画施設の立地に適さない地域として位置づける。（図表 4-1 に示す A ランクの規制）

② 物理的制約条件のある地域

物理的制約条件については、断層の直上などの地質条件、水道水源等のインフラ、埋蔵文化財等の撤去・移設のできない構造物があげられる。

このうち、断層の直上については、第2項において示す。また地形条件については、具体的な抽出時において配慮する。

ここでは、物理的制約条件のある地域として、水道水源のエリアを挙げる。具体的には、水道水源に近接する地域及び直上流域は、最終処分場の立地に適さない地域として位置づける。

◆図表 4-1 土地利用上の法規制分類

大区分	地域区分	用地区分	法律名	ランク
土地利用計画面	都市区域	住居系地域	都市計画法・建築基準法	A
		商業系地域		A
		工業系地域		C
		市街化調整区域		C
		史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	A
		伝統的建造物群保存地区		A
		重点地域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	A
	農業地域	農地・採草放牧地	農地法	C
		農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	B(農用地) C(その他)
	森林地域	国有林	森林法	A
		民有林		B
		保安林		A
自然環境保全	自然公園地域	国立及び国定公園	自然公園法	A
		都道府県立公園		B
		都市公園	都市公園法	B
	自然環境保全地区	緑地保全地区	都市緑地法	C
		鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	C
		保存林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	A
		景観計画区域	景観法	A(重点) C(一般)
防災面		河川区域	河川法	B
		地すべり防止地区	地すべり等防止法	B
		砂防指定地区	砂防法	B
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	B
		土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	C
		土砂災害特別警戒区域		B
		宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	B

- ・Aランク 国の許可を要するもの。立地自体ができないもの。
重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難なもの。
- ・Bランク 開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。
国の許可を要するが手続きが比較的穏やかなもの。
- ・Cランク 開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの。
最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの。

※ 法規制によるランクは、施設立地に適さない地域の設定において参考とするため、立地困難性の規制をAランクとして表記している。また、本計画にあわせて都市区域の表現を一部変更している。

(資料:「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」(社)全国都市清掃会議 一部修正)

(2) 候補地抽出エリア

計画施設の立地に適さない地域は、土地利用規制、住民の生活環境、自然環境の保全等の保護の観点から踏まえ、面的な規制等がなされている市街化区域(工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く)、景観重点地区、保安林地域(国有林を含む)、自然公園とする。なお、面的な規制区域の表示が困難なもの(たとえば指定文化財等)については、個別に確認するものとする。

水道水源については、萩市において水道水源保護条例が制定され、面的な規制として水源保護地区が定められている。一方、長門市において同様な条例は制定されていないことから両市の水道水源を同様に扱うため、個々の水源を前提として判断するものとした。

※水道水源の保護について

● 萩 市

水道水源保護条例を制定し、水源保護地域(水道に係る水源及びその上流地域並びに集水地域)を指定している。

水源保護地域内において、対象事業場(一般廃棄物最終処分場等)を設置しようとする者(地方公共団体を除く)は、規制対象事業所に該当しない旨の認定を受けることが必要である。また、規制対象事業所(水源周辺の地下水等を汚染しないことを証するに足る資料等の書類の提出がないもの)は、水源保護地域に設置することはできない。

● 岡山県矢掛町

水道水源保護条例を制定し、水源より 500m の範囲、及び水源上流域を水源保護地域に指定している。なお、水源保護地域内において、条例に規定する事業を行おうとする者は、事前協議が必要である。

● 群馬県

群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程を平成 25 年 4 月に施行し、最終処分場にあつては、水道事業の水源からの距離が 500m 以上必要であることを規定している。

◆図表 4-2 計画施設の立地に適さない地域

地域等	計画施設の立地に適さない地域とした理由	根拠法律等
市街化区域 (工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く)	住居地域等は、直接生活を行う場である。用途地域は、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められており、特に、本施設の立地に関しては、周囲に与える影響が大きい。 工業関連の地域以外の地域は、計画施設の立地に適さない地域とする。	都市計画法
景観重点地区	萩市、長門市では、景観法に基づく景観計画を策定している。景観計画区域のうち、優れた景観を形成すべき地域については、重点的に景観誘導を図るため、「重点景観計画区域」に定めている。 景観法に基づく景観重点地区は、計画施設の立地に適さない地域とする。	景観法
保安林地域 (国有林を含む)	森林関連の法令では、水源涵養や土砂流出防備の目的で保安林地域が定められている。候補地が指定地域である場合、代替施設の設置により指定地域を解除可能であるが、防災面等から地域住民の理解が得られにくい。 保安林地域は、計画施設の立地に適さない地域とする。	森林法
自然公園	自然公園地域は、優れた自然の風景地を保護することを目的として指定される地域である。 自然公園は、計画施設の立地に適さない地域とする。	自然公園法
指定文化財等	文化財は、わが国の歴史、文化等の理解のため欠くことのできないもので、将来の文化の向上発展の基礎をなすものとして保存・保護されている。 既知の指定地は、計画施設の立地に適さない地域とする。	文化財保護法
水道水源	上水道等は、住民の日常生活になくてはならないインフラであり、その水源は常に保全されることが求められる。 水道水源の付近、上流側は、最終処分場の立地に適さない地域とする。	—

Map of Yamaguchi Prefecture showing candidate areas for landscape conservation. The map includes administrative boundaries, designated use areas for Kikugatake and Nangatake, scenic focus areas, natural park areas, national forests, and security forests. An inset map shows the scenic focus areas in detail. A scale bar and a north arrow are also present.

Legend:

- 行政区域 (Administrative Area)
- 萩市用途地域(住居・商業) (Kikugatake Use District (Residential・Commercial))
- 長門市用途地域(住居・商業) (Nangatake Use District (Residential・Commercial))
- 景観重点地区 (Scenic Focus Area)
- 自然公園地域 (Natural Park Area)
- 国有林 (National Forest)
- 保安林 (Security Forest)

Scale: 0, 5, 10, 15, 20 km

※候補地抽出エリア 上図のうち着色していないエリア
(面的な規制でない文化財等は個別の指定状況により判断する)
(資料：国土数値情報ダウンロードサイト 国土交通省)

2 候補地の抽出

(1) 候補地の抽出条件

① 不燃・粗大ごみ等処理施設

不燃・粗大ごみ等処理施設は、萩市、長門市の市民が日常的に排出する資源ごみや不燃ごみ、粗大ごみ等を扱う。公衆衛生を維持するためには、早期にごみの収集運搬を行うことが必要であり、そのためにはごみの搬入において利便性のよい場所が効率的である。

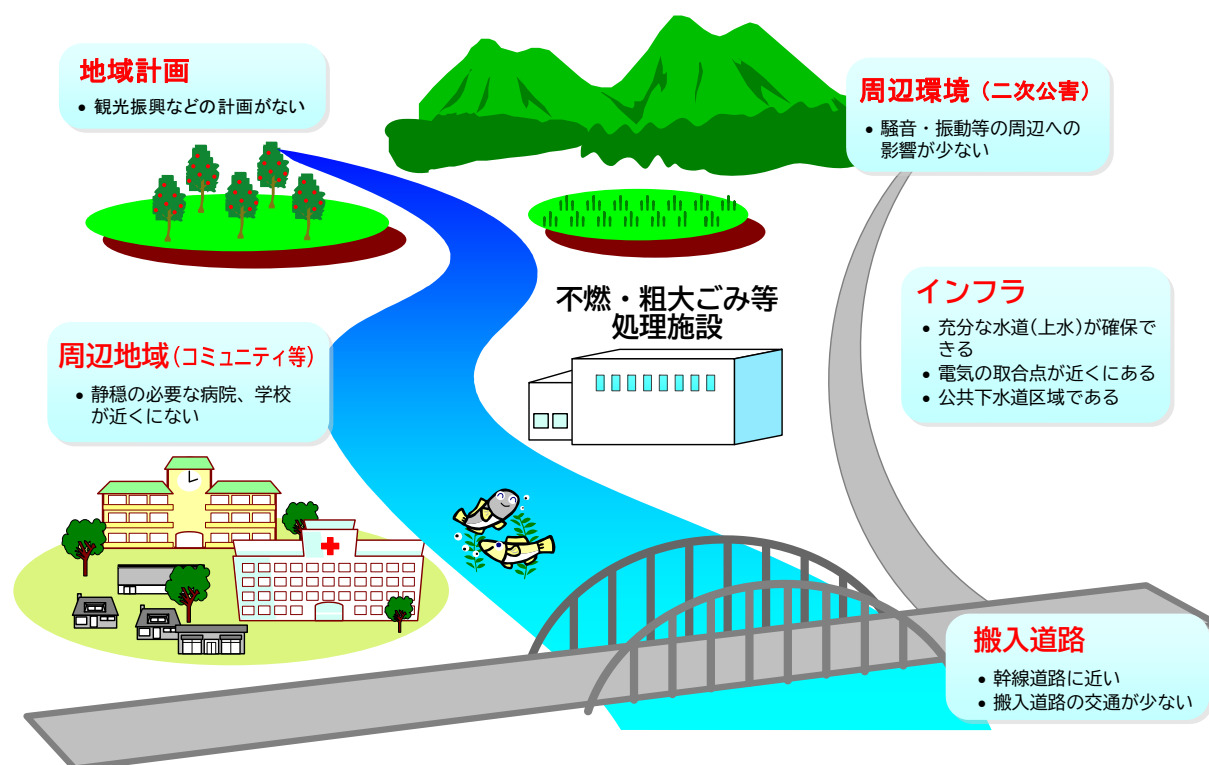
また、計画施設が立地する周辺の環境保全対策は、処理工程において発生する騒音、振動の影響を考慮することが必要である。他方、近年の災害発生状況から、防災面にも配慮が必要である。

以上を踏まえ、施設の候補地抽出は、図表 4-4 に示す条件を基本として行うものとする。

◆図表 4-4 不燃・粗大ごみ等処理施設の候補地抽出条件

区 分	抽出条件等
有効敷地面積	必要となる有効敷地面積（基本構想による）を確保できること。
環 境 保 全	施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと。
防 災	山口県地域防災計画に示される既知の断層の直上でないこと。
インフラ	幹線道路（2車線以上）から1 km程度の範囲であること

◆図表 4-5 立地に有効な用地の概要〔不燃・粗大ごみ等処理施設〕



② 最終処分場

最終処分場は、資源化が困難である焼却処理残渣や不燃ごみ等の破碎選別後の残渣を埋立対象物とする。

最終処分場は基本的に排水を伴う施設であることから、下流側等の水域の利水等に影響しない場所が望ましい。

計画施設が立地する周辺の環境保全対策は、埋立作業による騒音、振動の影響を考慮することが必要である。他方、近年の自然災害発生状況から防災面にも配慮が必要である。

以上を踏まえ、最終処分場の候補地抽出は、図表 4-6 に示す条件を基本として行うものとする。

◆図表 4-6 最終処分場の候補地抽出条件

区 分	抽出条件等
有効敷地面積	必要となる有効敷地面積（基本構想による）を確保できること。
環 境 保 全	施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと。
防 災	山口県地域防災計画に示される既知の断層の直上でないこと。

◆図表 4-7 立地に有効な用地の概要〔最終処分場〕



※インフラについて

不燃・粗大ごみ等処理施設や最終処分場に必要な主なインフラは、道路、水道、電気である。また、不燃・粗大ごみ等処理施設のプラント系排水（床洗浄排水等）や埋立地からの浸出水を下水道へ投入することで環境負荷を軽減できることから、下水道もインフラといえる。

これらのインフラのうち、道路以外は、いずれも敷設による対応が可能であることから、抽出条件として設定しないものとし、抽出後の候補地評価の項目として位置づける。

(2) 抽出条件の考え方

① 確保する敷地面積

不燃・粗大ごみ等処理施設、最終処分場は、基本構想において対象とするごみ種類や処理量により必要となる機器配置等を行い、必要となる有効敷地面積を設定する。この検討結果を踏まえ、『**有効敷地面積（基本構想による）を確保できる候補地**』を抽出する。

なお、用地としては、必要に応じて洪水調整池や、残置森林等（開発する山林の25%以上）の配置を考慮する。

② 環境保全

不燃・粗大ごみ等処理施設は破砕機などの機器、最終処分場では埋立作業を行う重機が騒音、振動の発生源となる。また、ごみ搬入車両等の通行において、学校や病院の付近は一定の配慮が不可欠である。

以上を踏まえ、一定の離隔距離を確保するため、『**施設から300m以内に学校・病院・住宅群がないこと。**』とする。

なお、最終処分場において排水を行う場合は、下流側河川の利水（農業用水等）や河川水質、水質が設置後の環境保全に影響する。そのため、本用地選定では、下流側河川の利水、河川水質、水量は、抽出後の候補地評価の項目として位置づける。

◆離隔距離300mについて

ごみ処理施設は、都市計画法に基づく都市施設（供給処理施設）と位置付けられ、施設を設置する範囲は、法に基づき都市計画決定を行うものとされている。

供給処理施設は、特に立地による影響が大きいことから、土地利用計画との整合や周辺環境への配慮が必要で、昭和35年に建設省通達に基づき都市計画決定の際の技術的計画標準（案）が示されている。なお、本通達は平成12年地方分権一括法施行に伴い廃止されている。

ここで示す抽出条件は、以下に示される離隔距離のうち、特に配慮が必要な学校、病院等について採用したものである。

■計画標準（案）建設省 昭和35年

◇施設の位置についての留意点（抜粋）

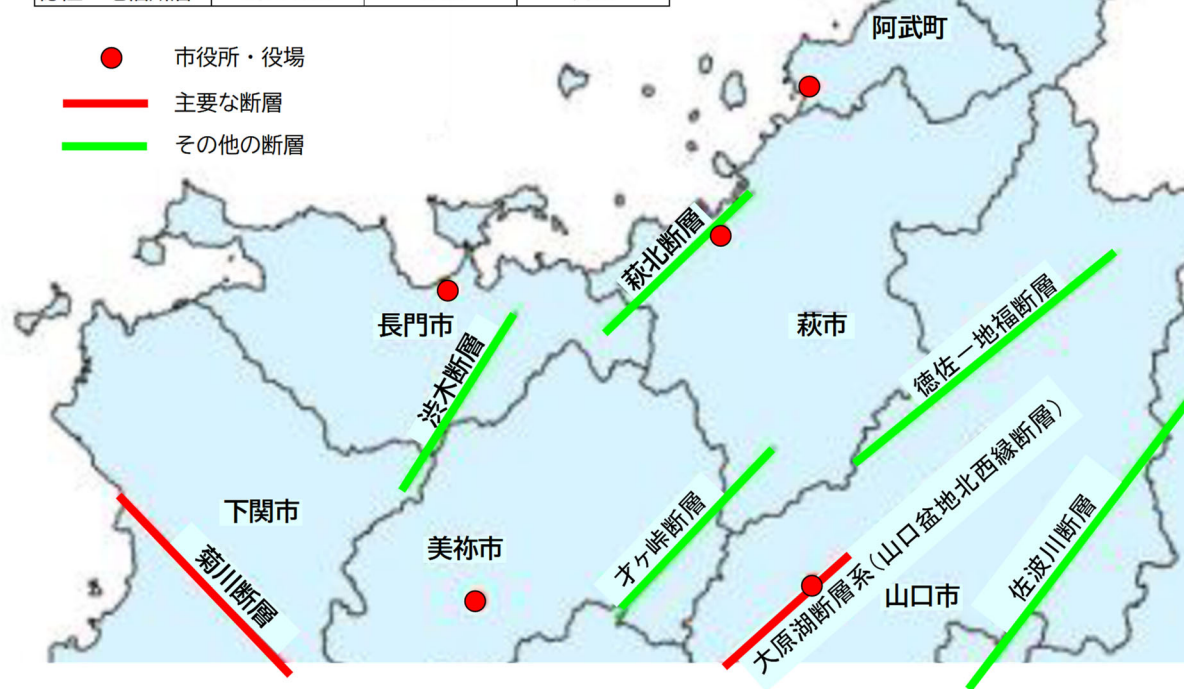
- ・市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所を選ぶこと。
- ・付近300m以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。

③ 防災

防災面に関しては、不燃・粗大ごみ等処理施設、最終処分場とも耐震対策を講じた施設を計画・設計する。しかし、活断層の直上は、地形の変化が大きく対策は困難である。そのため、抽出条件として、『**既知の断層の直上でないこと。**』とする。

◆図表 4-8 既知の断層の位置

	断層長	地震規模	破碎帯片側幅
渋木断層	15.0 km	6.8M	53m
萩北断層	14.6 km	6.8M	51m
オケ峠断層	16.8 km	6.9M	60m
徳佐―地福断層	25.1 km	7.2M	95m



(資料：山口県地域防災計画 震災対策編 令和5年度 山口県防災会議)

◆主要な断層とその他の断層について

山口県地域防災計画において示される主要な断層は、山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」などや、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないとして県内で確認されている主な活断層のうち、菊川断層帯、大原湖断層などとされている。

その他の断層についても局所的に大きな揺れと被害を生じるとして示されている。

◆既知の断層の影響範囲について

断層が直下に位置する場合、「地盤のずれ」により施設が損傷するなど、重大な災害を生じるおそれがあることから、候補地として不適であるとした。加えて、断層付近では、断層運動に伴い、せん断面（断層がずれる面）に従って破碎帯が形成される。破碎帯は、細粒・未固結の物質から構成される幅を持った範囲であり、施設の立地については、活断層直上と同様に不適であると考えられる。

破碎帯の幅は、OGATA (1976) により 1700 ヶ所の断層資料より断層の長さとの関係が明らかにされている。さらに、金折 (2001) は、断層の長さとの関係式を右のように示している。

断層の長さは 15～25 kmとされている。よって、断層中央から両側 50～100m程度の範囲は破碎帯として断層の直上と同等とする。

$$T = 0.83 \times 10^{-3} \times L^{1.15}$$

ここで、

T：破碎帯片側幅 (m)

L：断層の長さ (m)

④ インフラ（道路）

不燃・粗大ごみ等処理施設は、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみを搬入し、資源物を搬出する。また、市民の直接搬入も行われる。そのため、搬入は安全かつ効率的に行えるものとするのが不可欠である。

そのため、不燃・粗大ごみ等処理施設の抽出条件にインフラ（道路）を設定する。なお、最終処分場は処理残渣等を埋立対象物とするため、搬入回数は一日数回となる。

また、道路は幹線道路（2車線以上の道路とする）から新たに敷設可能であるが、敷設距離が長くなると用地買収等に不確実性を伴うこととなる。

以上から、不燃・粗大ごみ等処理施設の抽出条件として『**幹線道路（2車線以上）から1 km程度の範囲であること。**』とする。

◆図表 4-9 可燃ごみ処理施設（はなもゆ）の搬入道路



3 候補地検討方法

候補地の検討は、一次調査（個別調査）と二次調査（詳細調査）を実施して行う。なお、詳細調査は、個別調査結果により適性が低い候補地を除外した候補地について実施する。具体的な調査内容等は、以下のとおりである。

調査結果は、候補地検討委員会において実施する候補地評価を行うための整理・集計を行うものとする。

(1) 一次調査（個別調査）

抽出された候補地を対象として、机上調査を基本とし、候補地概要、環境保全性（学校、病院、住宅数など周辺土地利用等の社会的条件）、環境保全性（希少種の生息環境等の自然的条件）、防災性、事業実行性、経済性等について個別調査を実施する。

具体的には、調査項目別に周辺の建物数、耕作地面積、学校、病院、住宅群までの距離などの計数を行うものとする。

◆図表 4-10 候補地の個別調査内容（案）

要因等	区分	調査項目等	備 考
① 候補地概要	対象施設	・ 集約整備または単独整備	・ 候補地の地形・地質条件を調査する。
	地形条件	・ 標高差・谷勾配・背後地面積(直接流域を含む)	
	地質条件	・ 地盤	
② 環境保全性 (社会的条件)	幹線道路	・ 系統数・車線数・歩道有無・通学等・交通量	・ 地域の住民等の日常生活への影響要因について調査する。
	周辺土地利用	・ 住宅数(建物数)・耕作地(面積) ・ 公共施設(学校・病院)	
	下流側河川	・ 内水面共同漁業権・河川水量・水質	
	海域	・ 共同漁業権・区画漁業権・定置漁業権	
	地下水	・ 給水区域外(飲料水としての井戸の利用)	
	文化財	・ 既知の文化財・世界遺産(コアゾーン・バッファゾーン)	
	景観	・ 候補地の可視領域	
③ 環境保全性 (自然的条件)	希少種の生息環境	・ 鳥獣保護区(指定状況)・開発状況 ・ 生息環境有無(ため池など)	・ 自然環境保護の視点に立って影響要因を調査する。
④ 防災性	法規制	・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ・ 山地災害危険地区(森林)・地すべり防止区域 ・ 地すべり危険箇所・砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域・洪水浸水想定区域 等	・ 防災対策の条件となる規制状況、指定状況を調査する。 ・ 地震時の影響要因を調査する。
	地盤状況	・ 地すべり地形・地盤係数 ・ 既知の断層からの距離 ・ 背後地面積(直接流域を含む)	
⑤ 事業実行性	土地利用規制	・ 都市地域・農業地域・森林地域	・ 解除続き等の煩雑さによる事業遅延等の要因を調査する。
	自然環境規制	・ 自然公園地域・自然保全地域	
⑥ 経済性	運搬効率	・ 収集運搬費	・ 収集運搬費を試算する。
	施設整備費	・ 搬入道路距離・水道・電気・公共下水道	・ インフラ等の整備に要する費用を調査する。

(2) 除外候補地の検討

一次調査結果を踏まえ、評価が低い候補地を除外することで二次調査候補地を決定する。

(3) 二次調査（詳細調査）

詳細調査は、二次調査候補地について、経済性と事業実行性について追加調査を行う。

① 経済性

ア) 不燃・粗大ごみ等処理施設整備費

二次調査候補地について、既存地形図を用いて敷地造成計画図、施設配置計画図を作成する。施設整備費は、施設配置図より土工数量を概算計数したうえで算定する。

イ) 最終処分場整備費

二次調査候補地について、既存地形図を用いて処分場計画図、施設配置計画図を作成する。施設整備費は、施設配置図より土工数量を概算計数したうえで算定する。加えて、浸出水処理施設規模の検討、整備費の検討を行う。

② 事業実行性

事業実行性として、想定事業区域における土地調書を作成する。

想定事業区域については、計画図を基に、森林法等の基準（森林率等）を満足するための用地範囲（面積）を設定する。

想定事業区域の公図及び登記事項証明書を入手し、整理結果に基づき、地権者数、抵当権等の設定状況を整理する。

なお、事業区域について、用地費（立木補償費を含む）を算定する。

③ 財源検討

算定した整備費（土工事）にプラント建設費、さらに用地費を加え、交付金や起債等の財源検討を行い、一般財源額や起債償還額等について算定する。

算定結果に収集運搬費を加え、合計額を指標として経済性の比較を行うものとする。

(4) 有効な候補地

一次調査、二次調査の検討・評価結果を踏まえ、本組合が整備する施設の用地とすることが有効な複数の候補地を選定する。